

二、人事事務申合せ事項について

(一) 一般的事項について

- 1 教諭の充実率については、特に低位にあるものを引きあげるよう努力する。
- 2 教職員組織については、免許状別性別、年令別構成、給与平均額等の不均衡を是正し、中学校教職員組織については、特に免許教科不均衡の是正につとめる。

(二) 新採用について

- 1 校長は、県教委が適格と認めた者のうちから採用する。
- 2 教諭は、教員養成機関とみなされる学校又は部科を新たに卒業若しくは修了した者、並びに教諭の有資格者で四十才未満の者を原則として採用する。
- 3 講師は、原則として四十五才未満の者で、教諭の有資格者から採用する。
- 4 助教諭は、教諭の資格を有する者が得られない場合に、臨時免許状を有する者又は、得ることができる者から
- 5 次の各号に該当する場合は、必要に応じ採用期間に条件を付して任用し補職名はそれぞれ前二項に準じ講師及び助教諭とする。
  - (1) 産休者の補充教員
  - (2) 休養休職者の補充教員
  - (3) 季節学級の教員
  - (4) その他特に県教委に協議して採用

する場合

6 次に該当するものは原則として採用しない。

- (1) 自己便宜によって退職した者で一ヶ年を経過しない者
- (2) 就職あっ旋を拒否し一ヶ年を経過しない者
- (3) 教諭に不相当と思われる疾病異常

のある者

7 事務職員

- (1) 年令二十二才以上で、国又は他の地方公共団体の四級職以上の採用試験に合格した者。
- (2) 右以外の者については、次の基準による。

学		歴		任用上の資格要件	
標準学歴	標準修業年数	実学歴		最低年令	経験年数
甲中卒	一一	旧中四卒	新高卒	二二	二級職以上に相当する職務経験年数 四年以上
		旧中五卒	旧高卒		
高専卒	一四	短太卒	旧専卒	二二	同 一年以上
		旧大卒	新大卒		
大学卒	一七	旧大卒	新大卒	二二	

(註) ※二級職以上に相当する職務経験年数には、単純労務に従事する期間は含まない。

※民間における経験のうち、専ら事務系統の職員として勤務した期間は、その八割を二級職以上に相当する職務経験年数とみなす。  
※標準学歴以外の学歴の者は、標準修業年数とその者の修業年数との差を経験年数に加減する。

- (三) 原則として三十才未満の者とし、事務補佐員(事務員)は採用しない。
- (四) 交流について
- 1 都市と農村との交流をはかる。
  - 2 同一校相当年教勤務者の適正な交流を行う。
  - 3 現職在職二年未満の教職員については、原則として自己便宜による交流は認めない。
  - 4 年度末の人事交流については、割愛願及び承諾書を省略する。
- (五) 教諭及び養護教諭への昇任
- 1 健康状態及び家事都合等で、職務の遂行に支障がある者

四十才以上の者は原則として昇任を認めない。

(六) 休職及び期間延長並びに復職について

- 1 結核性疾患により療養休暇を与えられている職員又は疾病傷害のため休暇を与えられている職員が、規定の有給休暇の期間を超えて、なお休養を要すると認められるものについては、当該有給休暇の期間満了前において、遅滞なく休職手続をとるものとする。この場合校長にあっては、教諭に降任し休職させる。
  - 2 刑事事件に関し起訴された職員については、地方公務員法第二十八条第二項第二号によるものとする。
  - 3 教育公務員特例法第十四条但し書による休職期間の延長については、予算の範囲内において県教育委員会が個々に承認する。
  - 4 結核性疾患による休職者の復職については「福島県内の公立学校教職員結核管理要項」(昭和二十九年八月)「九」による。  
なお、その手続を怠った者及び療養態度の良くない者については、復職を認めないことがある。
- (七) 降任及び退職について
- 本人の希望によるものほか、次の基準により慎重に選考するとともに、本人の承諾を得るものとする。
- 1 健康状態及び家事都合等で、職務の遂行に支障がある者